

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<b>&lt;補助対象について&gt;</b>		
18	個人開設の病院・診療所は補助対象か。	補助対象となる。 国が開設する施設を除き補助対象となる。 (※国の機関は対象外 例: 刑務所診療所・自衛隊診療所 等)
19	第3回有床診療所火災対策検討部会資料3-11において、スプリンクラーヘッドの免除部分を包含するように屋内消火栓又は補助散水栓を設ける基準の見直し案が示されているが、今回の補助金の補助対象とはならないのか？	本補助金においては、スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備)、自動火災報知設備、火災通報装置が補助対象である。 補助散水栓は、消防法施行令第12条第2項第8号により、「スプリンクラー設備には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けることができること。」とされており、スプリンクラー設備の一部であると言えることから、スプリンクラー設備の一部として設ける場合のみ、本補助金の補助対象となる。 屋内消火栓は消防法上、スプリンクラーとは別の消火設備であるため、本補助金の補助対象とはならない。
<b>&lt;事業計画書の記載方法&gt;</b>		
20	延べ床面積には、棟内に医療機関以外の施設がある場合、その部分を含めるのか。	棟全体の延べ床面積を記載するため含めて記載する。
21	整備面積(補助対象面積)には、棟内に医療機関以外の部分がある場合、その部分を含めるのか。	整備面積(補助対象面積)は医療施設として機能しうる部分を対象とするため、それ以外の部分(例:住宅部分等)については含めない。
22	様式2の「病床数」は、許可病床か。	貴見の通り。
23	収容人員中、医師看護師等従業員の算定方法(時点、常勤換算or頭数、複数棟兼務の場合等)	収容人員は、防火管理者等の配置のために算定した消防当局に報告等を行っている員数を記載。 ○消防法施行規則第1条の3の算定方法による算出 次に掲げる数を合算して算定 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 (従業者の数は、常勤・非常勤に関わらず業務に従事している者の実員の数) 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数 ※ 消防当局に収容人員の報告等を行っていない場合においても、上記により算出して記載。
24	主な診療科は一つ記載か	「主な」という範囲内で複数回答可。

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
25	一日平均入院患者数の算定方法(直近の報告とは、病床設置後間もない施設の取扱い、棟or施設、計算期間等)	医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度において、都道府県に報告している直近の数字を登録。 ※前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数。入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在に在院している患者数を合計した数である。(立入検査要綱の定義と同じ)
26	夜間の職員実配置人数の算定方法(何の数値、時点、常勤換算or頭数、複数棟兼務の場合等)	午前2時時点において勤務する実職員数(申請日を基準にして直近1ヶ月間における平均的な人数)を記載。
27	収容人員、延床面積、一日平均入院患者数、夜間の職員実配置人数の端数処理の方法	収容人員、延べ床面積、夜間の職員実配置人数は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位の数字を登録。 一日平均入院患者数にあつては、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位の数値を登録(立入検査要綱の定義と同じ)
28	建築構造や内装仕上げで複数該当する場合はどう記載するか	主に採用されている構造や仕上げを回答していただきたいが、同程度の割合の構造が複数ある場合は、より危険性が高いと考えられる選択肢(非耐火、可燃)を選択すること。
29	消火訓練及び避難訓練の実施回数の対象期間はいつか	今回は平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)に行った実施回数
30	対象面積が読み取れる整備図面とはどの程度のものか(求積図等必要か)	平面図(寸法入りのもの) なお、収容人員算出のための待合室の面積がわかる必要はない。
31	補助金の実績を報告するにあたり、当該医療機関を管轄する消防本部の「消防検査済証」の提出は必要か。	「消防検査済証」の提出は必要ない。 ただし、今後義務化が課された場合のことを考慮し、スプリンクラー設備を設置する際は、甲種1類の消防設備士により施工し、現行の消防法令に準拠した設置方法とすることが望ましい。 なお、Q&AのNo16記載のとおり、1,000㎡未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。
<b>&lt;執行に当たって&gt;</b>		
32	予算額を超える要望があつた場合は、国が予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うのか。	貴見の通り。
33	医療施設整備費補助金のメニューに入っているが、27年度以降も補助があるものと考えてよいか。	今後も、設置義務化範囲の拡大等に対応する補助金の確保に努めたい。

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<p>&lt;既出Q&amp;Aについての疑義&gt;</p>		
34	<p>「Q&amp;AのNo14～17」については、消防庁の火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。」となっているが、現時点では補助対象等が決まっていないということか。</p>	<p>平成25年度補正予算における補助対象は、設置義務がかかるかどうかは、直接関係がない。しかしながら、義務化対象拡大の範囲及び設置が認められる通常型、水道連結型などの機種については、事業者がスプリンクラー等を設置するかどうかを判断する上で重要なことであるため、お知らせすることとしている。</p>
35	<p>「Q&amp;AのNo14」で設置義務の免除として産科があるが、助産所も同様と考えてよいのか。</p>	<p>同様と考えて良い。 なお、免除の方向で議論が進んでいる状態である。</p>
36	<p>整備するスプリンクラー等の種類について、面積等に応じた規定はないのか。</p>	<p>Q&amp;AのNo16記載のとおり、1,000㎡未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。</p>